

釜石・大槌地区の林業関係者を対象とした盛土規制法に係る勉強会について

1 はじめに

令和7年6月18日、釜石・大槌地区の林業関係者を対象とした「盛土規制法に係る勉強会」を開催しました。本勉強会は、令和5年に施行され、令和7年5月23日から運用が開始された「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」の概要、林業の現場での作業路整備に関連する取扱いについて、関係者の理解を深めることを目的として実施し、26名の方に参加いただきました。

2 勉強会の概要

勉強会では、盛土規制法の概要として、適用範囲は岩手県全域である点、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」それぞれの許可対象となる盛土等の規模、いわて盛土情報システムによる「不法な盛土」「危険な盛土」を発見した場合の通報方法があること等について説明しました。

次に、森林施業のために必要な作業路網整備に伴う盛土等について、国が定める「森林作業道作設指針」などに即し、一定の安全基準を満たして行われる場合、盛土規制法に基づく許可を要しないこと。岩手県においては、「岩手県森林作業道作設指針」、「岩手県林業専用道作設指針」及び「主伐時における伐採・搬出指針」などの関連指針に基づいた適切な施工が求められることを説明しました。

会場(※1)からは、釜石・大槌地区の様な急傾斜地帯において、縦断勾配を指針どおりに確保するのは難しく、指針に沿った作業路網の整備を行うためには大きく迂回することが必要となり、現行の補助制度では採算が合わなく、

地域の地形条件を踏まえた柔軟な運用の在り方や、制度面での調整がほしい旨の意見がありました。

その他、壊れにくい道づくりのための森林作業道作設の手引きの紹介、地形や地番界を把握した上で作業道の計画に活用できるツールとしてGISソフト「QGIS」や、現地においてオフラインでも利用可能なフリーウェアのモバイルアプリ等の紹介(※2)をしました。

3 課題と今後の取組み

釜石・大槌地区の様な急傾斜地帯における作業道の敷設と盛土規制法への対応について、改めて課題が認識されたことから、今後も地域の林業事業者等の意見、要望を伺いながら、実態に即した対応を検討していきます。



※1 会場の様子



※2 紹介したQGIS〔出典:地理院タイルを加工表示、全国_CS立体図_10mタイルを加工表示〕